

告 示

埼 玉 県

埼 玉 県 公 営 企 業 第 一 号

埼 玉 県 病 院 事 業

埼 玉 県

平成十八年埼玉県公営企業告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等を定

埼玉県病院事業

める告示）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者 高 柳 三 郎

埼 玉 県 病 院 事 業 管 理 者 岩 中 督